

平成30年3月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ガスふろがま用バーナーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油温風暖房機（開放式）1件、<br>ガスふろがま用バーナー（LPガス用）1件）   | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちノートパソコン2件、照明器具1件）   | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち電気掃除機（充電式）1件、<br>携帯電話機（スマートフォン）1件、ペット用ヒーター1件、<br>ポータブル電源（リチウムイオン）1件、介護用リフト1件、<br>踏み台（アルミニウム合金製）1件） | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）<br>において、審議を予定している案件<br>該当案件なし  |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### 株式会社世田谷製作所が製造したガスふろがま用バーナー（LPガス用）について (管理番号：A201700829)

#### ①事件事象について

株式会社世田谷製作所（法人番号：6010901006262）が製造したガスふろがま用バーナー（LPガス用）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部（整圧器）のダイヤフラム（ガスの供給圧力の変動に応じて動く弁）に亀裂が生じて機器内部でガス漏れが発生し、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、出火に至ったものと考えられます。

#### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）4月19日にウェブサイトへの情報掲載（2013年（平成25年）3月7日再周知）を行うとともに、継続的にダイレクトメールの送付や電話連絡等による注意喚起を行い、OEM製品を含む対象製品について無償点検及び部品交換（ガバナ部（整圧器）等の交換）を実施しています。

#### ③対象製品：会社名、機種・型式、製造期間、対象台数

会社名	機種・型式	製造期間	対象台数
(株)世田谷製作所	R38B R137B CS31B CS32B CS33B FE15 TA-097UET TA-270UET TA-OK270UET GS-1	1998年5月～2006年5月 1997年6月～2006年5月 1998年6月～1998年8月 1998年10月～2006年4月 2001年5月～2001年6月 2000年4月～2006年5月 1997年9月～2006年5月 1997年8月～2006年5月 1997年8月～2006年5月 2000年11月～2005年11月	39,337
(株)オカキン	OK-AR型-LE OK-BR型-LE	1997年11月～2006年8月 1997年11月～2006年7月	
東京ガス(株)	ST-913RFA ST-912RFBシリーズ ST-9150CFS	1997年6月～2006年5月 1998年5月～2006年5月 1999年10月～2006年5月	
(株)ハーマン	YF702	1997年6月～2002年2月	

注：対象製品には、株式会社世田谷製作所のガスふろがま用バーナーを組み込んだガスふろがまを製造している株式会社オカキンの製品と、株式会社世田谷製作所からバーナー付ふろがまのOEM供給を受け、販売している東京ガス株式会社及び株式会社ハーマンの製品があります。

2007年（平成19年）4月19日からリコールを実施（無償点検・部品交換）  
改修率：76.4%（2017年9月30日時点）

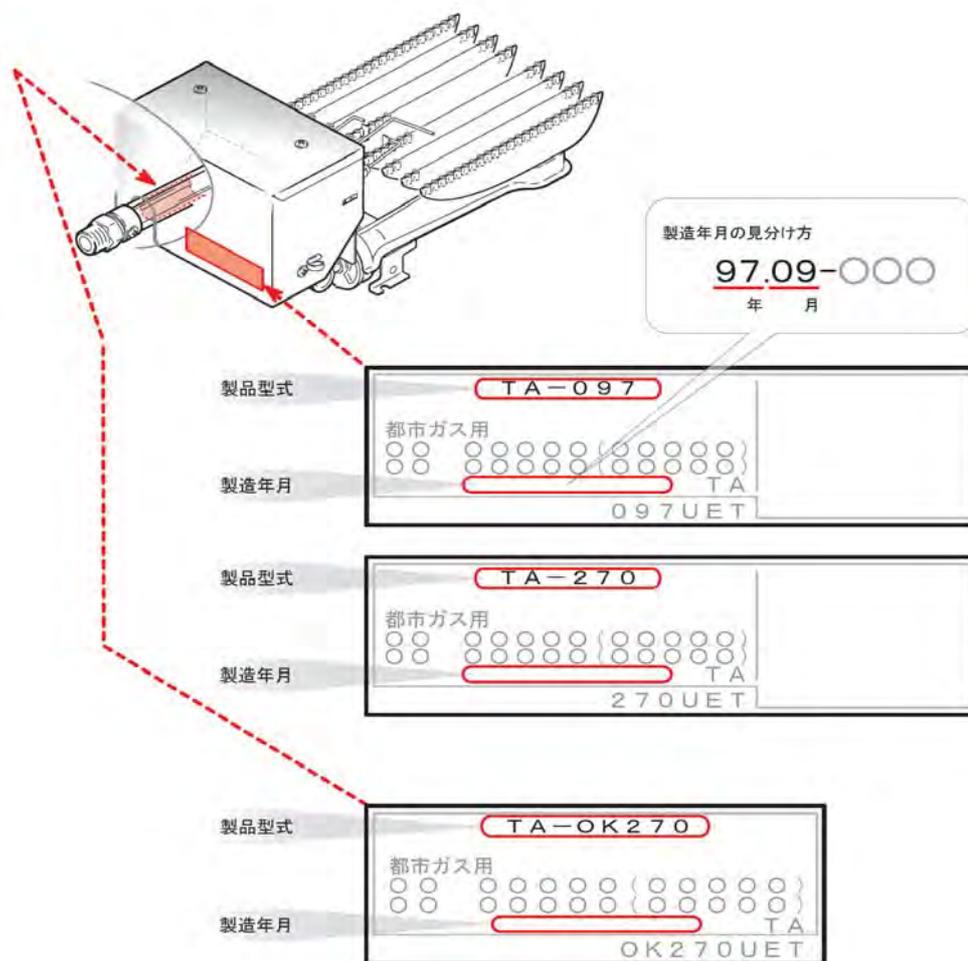
<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700829）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	0	—	2013年度	8	火災
2016年度	1	火災	2012年度	7	火災
2015年度	1	火災	2011年度	1	火災
2014年度	4	火災	2010年度	4	火災

<対象製品の外観及び確認方法>

1) 対象製品の外観



(図はTA-097UET/TA-270UET/TA-OK270UET)

## 2) 対象製品の確認方法

浴室内に下記リモコンのどちらかが設置されている場合は、上記③の機種・型式、製造期間に該当していないか御確認ください。



※ GS-1のストーブは除きます。

## ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

### 【問合せ先】

株式会社世田谷製作所

電話番号：0120-634-126

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.setagaya-seisakusyo.co.jp/cgi-bin/pdfdata/20130307195146.pdf>

東京ガス株式会社

電話番号：0120-133-278

受付時間：9時～19時（月～土）

ウェブサイト：<http://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20070418-03.html>

株式会社オカキン

電話番号：0120-581-126

受付時間：9時～19時（日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.okakin.com/news/0.html>

株式会社ハーマン

電話番号：0120-248-772

受付時間：9時～18時

ウェブサイト：<http://www.harman.co.jp/important/jisyutenken/2007/04/post-14.html>

### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、鈴木、植杉

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700826	平成30年3月7日	平成30年3月23日	石油温風暖房機 (開放式)	LC-S32F	株式会社トヨミ	火災 重傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A201700829	平成30年3月14日	平成30年3月23日	ガスふろがま用 バーナー(LPGガス 用)	TA-097UET	株式会社世田谷製作 所	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部(整圧器)のダイヤフラム(ガスの供給圧力の変動に応じて動く弁)に亀裂が生じて機器内部でガス漏れが発生し、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、出火に至ったものと考えられる。	大阪府	製造から20年以上経過した製品 平成19年4月19日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:76.4%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700823	平成30年3月11日	平成30年3月22日	ノートパソコン	FMVMT3GTB	富士通株式会社(現 富士通クライアント コンピューティング株式 会社)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	
A201700825	平成30年2月23日	平成30年3月23日	照明器具	NTR-860R(株式 会社ニトリブランド)	サナーエレクトロニク ス株式会社(株式会 社ニトリブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月19日
A201700836	平成30年3月21日	平成30年3月26日	ノートパソコン	CF-SX2(推定)	パナソニック株式会社	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	北海道	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700820	平成30年3月10日	平成30年3月22日	電気掃除機(充電式)	火災	店舗で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201700821	平成30年3月6日	平成30年3月22日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	平成30年3月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700822	平成30年3月7日	平成30年3月22日	ペット用ヒーター	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	平成30年3月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201700824	平成29年8月22日	平成30年3月23日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	飲食店で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	平成29年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201700827	平成30年3月9日	平成30年3月23日	介護用リフト	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品につられた状態で発見され、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201700828	平成29年5月20日	平成30年3月23日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年7月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ノートパソコン（管理番号：A201700823）



照明器具（管理番号：A201700825）

